

運輸省告示第49号
昭和62年1月23日
一部改正 運輸省告示第62号
平成3年1月20日
一部改正 運輸省告示第149号
平成9年3月24日
一部改正 運輸省告示第140号
平成11年3月10日
一部改正 運輸省告示第810号
平成12年12月24日
一部改正 運輸省告示第395号
平成12年2月21日
一部改正 国土交通省告示第300号
平成13年3月26日
一部改正 国土交通省告示第361号
平成17年1月10日
一部改正 国土交通省告示第569号
平成20年5月12日
一部改正 国土交通省告示第429号
平成31年3月27日
一部改正 国土交通省告示第1405号
令和2年1月27日
一部改正 国土交通省告示第348号
令和6年4月1日

2 旅客は、当社の係員が乗車券の記載事項を確認するため、乗車券の提示を求めたときは、これに応じなければなりません。
3 第1条第1項の規定により運賃の割引を受ける旅客は、両名各々のいずれかに該当する者であることを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の提示を求めたときは、これに応じなければなりません。
(乗車券の再発行)
第9条 当社は、乗車券を契約責任者若しくは旅客が紛失した場合又は契約責任者に交付した乗車券が誤差その他の事故により滅失した場合に、契約責任者の請求により、配車の日の 前日において乗車券の再発行に応じます。この場合においては、乗車券の券面に紛失又は滅失による再発行である旨を明示します。

(乗車券の効力)
第10条 次の各号のいずれかに該当する乗車券は、無効とします。
(1) 不正に使用しようとしたもの
(2) 不正の手段により取得したもの
(3) 解約に基るもの
(4) 写換え又は再発行した場合における原券
第3章 運賃及び料金
(運賃及び料金)
第11条 当社が收受する運賃及び料金は、乗車時において地方運輸局長に届け出て実施しているものによります。
2 前項の運賃及び料金は、関係の営業所その他の営業所に掲示します。
(運賃の割引及び割増し)
第12条 当社は、次の各号のいずれかに該当する者に対して地方運輸局長に届け出たところ により運賃を割引引きします。
(1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）に進学又は退学する者の団体で、当該学校の責任者が引率し、かつ、当該学校の長が発行する証明書を出したものであるもの
(2) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設又は同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設に収容されている者の 団体で、当該施設長の責任者が引率し、かつ、当該施設長の長が発行する証明書を出したものであるもの

2 当社は、前項の規定により割引をする場合を除き、地方運輸局長に届出たところより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して、運賃を割引引きします。
3 当社は、地方運輸局長に届け出たところにより、特別な設備を備えた車両を使用する場合等には、運賃の割引増しをします。
(運賃及び料金の支払時期)
第13条 当社は、契約責任者に対し、第9条第1項の運送申込書提出するときに所定の運 賃及び料金の20%以上を、配車の日の前日まで所定の運賃及び料金の残額をそれぞれ支払うよう求めます。
2 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号に掲げる者との間で運賃及び料金の支払時期 について特別の定めをすることがあります。
(1) 官公署
(2) 学校教育法第1条に規定する学校
(3) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設又は同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同項に規定する施設
(4) 当社と常時取引のある者
(運送に関連する経費)
第14条 ガイド料、有料道路利用料、航空料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とします。
第4章 特殊な取扱い
(運送)
第15条 当社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けず。配車日の14日前から3日前まで 所定の運賃及び料金の20%に相当する額 配車日の7日前から配車日の2 所定の運賃及び料金の30%に相当する額 4時間前まで 配車日の24時間前以降所定の運賃及び料金の50%に相当する額
2 当社は、契約責任者が、その都合により配車回数等の20%以上の数の車両の減少を伴う 運送契約の内容の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けず。
3 当社は、前2項の場合において、第13条の規定により契約責任者から受取った運賃及び 料金が、これを違約料に充当することがあります。
4 当社は、前2項の場合において、第13条の規定により契約責任者から受取った運賃及び 料金が、これを違約料に充当することがあります。
5 前4項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。

(配車日時に旅客が乗車しない場合)
第16条 当社は、乗車券の券面に記載した配車日時に所定の配車をした場合において、出発 時刻から30分を超過しても旅客が乗車しないというの意思を表示しないときは、当該乗車について当該運送契約に係る運賃の全部が終了したものとみなします。
(運送拒絶後の場合)
第17条 当社は、第4条各号（第5号を除く。）の規定により、運送の拒絶されたときは、当該旅客について当該運送契約に係る運賃の全部が終了したものとみなす。〔異常気象時等における措置〕 第18条 当社は、天災その他の事由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運行行程の変更、一時停運、運行の中止その他の措置を講ずることがあります。
第19条 当社は、運行行程の変更その他の事由（関係区間における当日の混雑状況その他の混雑状況を除く。）により運賃又は料金を変更をしたときは、運賃に相当するものとし、その結果に基づいて、運賃又は料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。
2 当社は、自動車事故その他の旅客の責に帰すべき事由により、当社の自動車の運行を中止 したときは、次の区分により、運賃及び料金の払戻しをします。
(1) 目的の一部に到達しなかった場合 すてに受取った運賃及び料金の金
(2) (1)以外の場合 運行を中止した区間に係る運賃及び料金の額
3 前項の場合において、当社がその負担において前述の運送の拒絶又はこれに代わる相当の 手段を提供した場合において、旅客がこれを利用したときは、前項の規定は適用しません。

第5章 責任
(旅客に対する責任)
第20条 当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これ によって生じた損害を賠償する責任に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失を伴ったこと並びに自動車の構造上の欠陥又は機能的障害があったことを証明したときは、この限りでありません。
2 前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の 乗降中に生じた場合に限り、又は旅客は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責任に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。
第22条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責任に任じます。
(旅客の責任)
第23条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が故意若しくはこの運送約款の規 定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、旅客の責任とし、その損害の賠償を求めます。
第6章 旅行業者との関係
(旅行業者との関係の明示)
第24条 当社は、旅行業者から旅客の運送の申込みがあった場合には、当該旅行業者と旅客 又は契約責任者の関係を次の区分により明確にするように求めます。
(1) 企画旅行
(2) 手配旅行（企画旅行の場合の取扱い）
第25条 当社は、旅行業者が企画旅行の実施のため、当社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者を契約責任者として運送契約を結びます。
(手配旅行の場合の取扱い)
第26条 当社は、旅行業者が手配旅行の実施のため、当社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者が手配旅行の実施を依頼した者と運送契約を結びます。この場合において、当該旅行業者が手配旅行の実施を依頼した者の代理人となるときは、当該旅行業者に対し、代理人であることの立証を求めるとすることがあります。

〔目次〕

第1章 総則（第1条、第2条）
第2章 運送の引受け及び乗車券（第3条～ 第10条）
第3章 運賃及び料金（第11条～第14条）
第4章 特殊な取扱い（第15条～第19条）
第5章 責任（第20条～第23条）
第6章 旅行業者との関係（第24条～第26条）
第1章 総則
(運用範囲)

第1条 当社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業（国土交通大臣の許可を受けて乗合旅客 運送を行う場合を除く。）に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この 運送約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は慣習によります。
2 当社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条 項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

(旅客の指示)
第2条 第2条 旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のため に行う職務上の指示に従わなければならない。
2 当社は、前項の指示を行うため必要があるときは、各車両ごとに当該車両に乗車する旅客の代表者の選任を求めるとすることがあります
第2条 運送の引受け及び乗車券
(運送の引受け)

第3条 当社は、次の規定により運送の引受け又は拒絶を拒絶し、又は制限する場合は、旅客の運送を引き受けず。
(運送の引受け及び拒絶の拒絶)

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は拒絶を拒絶し、 又は制限することができます。
(1) 当該運送の申込みがこの運送約款によらぬものであるとき
(2) 当該運送に運送の設備がないとき
(3) 当該運送に際し、申込者から特別な負担を求められたとき
(4) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
(5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
(6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運送規則の規定に基づいて行う措置に従わぬとき

(7) 旅客が旅客自動車運送事業運送規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品 を携帯しているとき
(8) 旅客が第4条の2第3項又は第4項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき
(9) 旅客が危険な液体又は可燃性液体を所持し、又は他の旅客の運送となるおそれのあるとき
(10) 旅客が監視者に伴わない小児であるとき
(11) 旅客が持込物品を伴わない重病者であるとき
(12) 旅客が感染症の予兆及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二 類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は感染症の発見のある者であるとき

(手回品の持込み制限)
第4条の2 旅客は、第4条第7号の物品を車内に持ち込むことができません。
2 当社は、旅客の手回品（旅客の持参する物品をいう。以下同じ。）の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めるとすることがあります。
3 当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して、その手回品の持込みを拒絶 することがあります。
4 当社は、旅客が第2項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第 1項の物品と類似し、かつ、これと区別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、その手回品の持込みを拒絶することがあります。
(運送の申込み)
第5条 当社に旅客の運送を申し込む者は、次の事項を記載した運送申込書を出さなければなりません。
(1) 申込者の氏名又は名称及び住所又は連絡先
(2) 当社と運送契約を結ぶ者（以下「契約責任者」という。）の氏名又は名称及び住所
(3) 旅客の団体の名称
(4) 乗車申込人員
(5) 乗車定員別又は車種別の車両数
(6) 乗車の日及び場所
(7) 旅行の日程（出発時刻、終着予定時刻、目的地、主たる経路地、宿泊又は乗換を要する場合はその旨その他車両の運行に関連するもの）
(8) 運賃の支払方法
(9) 第12条に規定する運賃の割引の適用を受けるときは、その旨
(10) 特約事項があるときは、その内容
2 前項第9号に該当する場合には、第1項の運送申込書に所定の証明書を添付しなければなりません。
3 第1項の場合（同項第9号に該当する場合を除く。）において、当社が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて当社で定められたものをいう。以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、第1項の運送申込書の提出を代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該申込者は、当該運送申込書を出したものとみなします。
(運送契約の成立)
第6条 当社は、前条第1項の運送申込書の提出があった場合において、当該運送を引き受けるときは、契約責任者に対し、第13条第1項の規定により、運賃及び料金の支払いを求めます。
2 当社は、第13条第1項の規定により、所定の運賃及び料金の20%以上の支払があったときには、前条第1項各号に掲げる事項並びに運賃及び料金に関する事項を記載した当社 所定の乗車券（以下「乗車券」という。）を発行し、これを契約責任者に交付します。
3 前2項の規定にかかわらず、当社が運賃及び料金の支払時期について、特別の定めをしたときは、当社が当該運送を引き受けるときは、同時に乗車券を発行し、これを契約責任者に交付します。
4 運送契約は、乗車券を契約責任者に交付したときに成立します。
(運送契約の内容の変更等)
第7条 運送契約の成立後において、契約責任者が第6条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ書面により当社の承諾を求めなければならない。ただし、緊 急の場合及び当社の認めるときは、書面の提出を要しません。
2 当社は、前項の場合において、変更しようとする事項が当初と著しく相違する場合その他 運行上の支障がある場合には、その変更を承諾しないことがあります。
3 当社は、車両の故障その他の緊急やむを得ない事由により、契約された運送を行いたい場合は、運送契約を解除し、又は契約責任者の承諾を得て、運送契約の内容を変更することがあります。
4 当社は、第1項又は前項の規定により、運送契約の内容に変更があった場合において、契約責任者に交付した乗車券の記載事項に変更を生じたときは、乗車券の記載事項を訂正し、又は乗車券の写換えを行います。
5 第1項の場合において、当社が電磁的方法による運送契約の内容の変更方法を定めているときは、第1項の書面の提出に代えて、当社の承諾を当該電磁的方法により求めることができます。この場合において、当該契約責任者は、当該書面の提出による承諾を求めたものとみなします。
(乗車券の所持等)
第8条 旅客は、乗車券を所持しなければ、乗車できません。ただし、当社が特に認めた場合は、この限りでありません。